○ 社会的養護に関する調査 －里親委託を中心として－

○ 里親委託を推進し、里親支援を充実させていく上での課題とその解決に向けて求められる対応策を整理する。

- 家庭での養育が困難な児童(実親による虐待や育児放棄など様々な要因で家庭で養育できない児童)は約4.2万人。児童の養育は児童養護施設が中心であったが、より家庭に近い環境で（特定の大人との愛着形成を）行うことが、その後の発達過程に良い影響を及ぼすとされ、平成28年の児童福祉法改正で「家庭養育優先の原則」を明確化
- 里親等（里親及びファミリーホーム（定員5～６名の小規模施設））への委託は増えてきているものの、委託率は約２割。また、里親登録したものの、児童を委託されていない里親（未委託里親）が約7割。不安や悩みを抱える里親への支援不足といった課題も指摘
- 里親等への委託率には、都道府県市でかなりの差が存在

※ 児童養護施設に入所する児童の養育、自立支援については、令和2年12月調査結果を公表済み（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_021215000146022.html#kekkahoukoku）

主要調査事項

■ 里親委託等の実施状況
- 児童相談所における里親関連業務の実施体制の整備状況
- 里親登録者に関するアセスメント（養育能力や養育希望、家庭状況等）の実施状況
- 児童の養育先（施設、里親等）の決定の実施状況
- 障害児等の里親委託の実施状況

■ 里親に対する支援の実施状況
- 養育中の里親や未委託里親に対する児童相談所等の支援の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

厚生労働省

関連調査等対象機関

都道府県、市町村（いずれも児童相談所を含む。）、関係団体等

調査実施期間

令和5年3月～12月（予定）